

ミリー・バイオレンス法案は「裁判所の意見にもとづき家族の構成員として認められた者」という文言になっていたため、事実婚の配偶者も家族の構成員として認められる余地があった⁵³⁾。しかしながら、裁判所が現行の定義にある「裁判所の意見にもとづいて自身の家族の構成員として認められた他の親戚」という文言のなかに、事実婚の配偶者を含むよう読み込んでいく方向には現在のところなっていない⁵⁴⁾。

シンガポールの総人口約518.3万人(2011年当時)のうち、約139.4万人は永住権保持者をのぞく在住外国人である⁵⁵⁾。在住外国人の多くは移住労働者(とその家族)であるが、なかにはシンガポール男性と婚姻した女性も含まれている。在住外国人も同憲章にもとづくファミリー・バイオレンスの救済手段を利用できるため⁵⁶⁾、これらの女性たちもファミリー・バイオレンスの被害にあった場合、女性憲章第7編を用いて救済を求めることができる。

一方、同じく外国籍の女性であっても家事労働者としてシンガポールに滞在している者は雇用主宅等で暴力の被害にあったとしても、家族の構成員としては認められないため、救済を求めるることはできない⁵⁷⁾。1978年にシンガポールは自国の女性、主には高学歴女性の就労を促すために、指定された国から家事労働者を受け入れるための「外国人家事労働者計画」(Foreign Domestic Workers Scheme)を導入した⁵⁸⁾。その多くはフィリピンとインドネシア出身の女性である。これらの女性たちは、通常、雇用主の家に住み込む形で仕事に従事している。そのため人の目につきにくい環境のなかで、雇用主やその家族と長時間同じ空間で過ごすことになる。その結果、雇用法の適用がないこともあり、劣悪な労働条件を強要されたり、身体的あるいは精神的な虐待を受けることもある。また、虐待までにはいたらずとも、パスポートを取り上げられる、外出や人間関係を制限される等、雇用主によって厳しい管理と監視

53) Chan Wing Cheong, *op.cit.*, p.560.

54) Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, p.121.

55) Singapore Department of Statistics, Ministry of Trade & Industry, *Yearbook of Statistics Singapore 2012*, Singapore, p.22.

56) Leong Wai Kum(c), *op.cit.*, p.57.

57) *Ibid.*, p.58.

58) 上野加代子「第12章 シンガポールにおける外国人労働者」、落合恵美子・宮坂靖子ほか編『アジアの家族とジェンダー』(勁草書房、2007)、264頁。

の下に置かれている女性も少なからずいる⁵⁹⁾。シンガポール女性にとって働きやすい環境を整備するために導入されたこれらの女性たちが、雇用先の家庭内で暴力の被害にあったときに、ファミリー・バイオレンスからの救済手段を受けることができないというのは公平なジェンダー政策の観点からしても、矛盾しているといえよう。この点についても早急な改善が望まれる。

3. 利用できる救済手段

(1) 各種の命令の内容

現行の女性憲章の下では、ファミリー・バイオレンスの被害者が利用できる救済手段は、大きく分けると「保護命令」(第65条)と「緊急命令」(第66条)の2つの柱から構成されており、それらに加えて「住居からの退去命令」や「義務的カウンセリング命令」(mandatory counselling order)等が規定されている。保護命令は、第一義的にはある家族の構成員が自分の家族の構成員に対して、ファミリー・バイオレンスとして定義されている暴力行為を行った、あるいはそのような行為を行うことが十分予想できることから、被害を受けた家族の構成員の保護が必要である「蓋然性が高い」(satisfaction on a balance of probabilities)と判断されるときに、裁判所が加害者に対し暴力を慎むよう命令するものである(第65条1項)。そのなかには、他の者が自分の家族の構成員に暴力をふるうことを教唆する、あるいはそうするのを手助けすることを禁止する内容を含めることもできる(同4項)。また、裁判所は保護命令とともに「住居からの退去命令」や「義務的カウンセリング命令」、およびこれらの3つの命令が効果を発するのに必要とされる指示⁶⁰⁾を示した付隨的な命令を発令できる(同5項)。保護命令の有効期間については、特に規定されていない。

59) 同上、273-274頁。

60) 指示の例としては、申立人の職場に行くことを禁止する、申立人から100メートル以内に近づくことを禁止するといったことが挙げられる。Teoh Ai Lin, *Family Violence: Perspectives of the Singapore Family Court*, Paper Presented at Australian Institute of Judicial Administration Family Violence Conference, 2006, p.7.

居住地からの退去命令とは、命令が出された家族の構成員を第64条で「当事者が同じ世帯の家族の構成員として住んでいる、あるいは住んでいた現場」と定義している「共同居住地」(shared residence)、あるいはそのなかの特定の場所から退去させることによって、被害を受けた家族の構成員、すなわち命令によって保護される者にその居住地やそのなかの特定の場所を占有する権利を保障するものである(第65条5項)。その場合、その共同居住地が命令を受けた、すなわちファミリー・バイオレンスの加害者によって単独所有ないしは賃借されているかどうか、あるいは加害者と被害者によって共同で所有ないしは賃借されているかどうかは問われないことがあわせて明確に規定されている。

義務的カウンセリング命令とは、所轄の省庁である「コミュニティ開発・青年・スポーツ省」(Ministry of Community Development Youth and Sports)の大臣が認めた機関、あるいは裁判所が指示した機関が提供するカウンセリングを受けることを命ずるものである。この場合、カウンセリングの対象者は保護命令を受けた者のみならず、保護を受ける者、および両者の子どももとされている(第65条5項)。この制度はシンガポールのファミリー・バイオレンスに関する法制度の一つの特徴を形成している。先述の下級裁判所によるデータによると、保護命令が申し立てられたケースの32%において子どもが加害者の暴力に直接巻き込まれるか、その行為を目撃しており、うち81%のケースで子ども自身が間にに入る、あるいは警察を呼ぶなどの介入を試みている⁶¹⁾。介入しようとした子どものうち68%が負傷している⁶²⁾。このことからも分かるように、暴力の目撃者である子どもに対する精神的なケアという観点からも、子どもをカウンセリングの対象に含めることは重要であるといえよう。

義務的カウンセリングプログラムは、コミュニティ開発・青年・スポーツ省によって運営されているが、実際には38カ所に設置されているファミリー・サービスセンター⁶³⁾やファミリー・バイオレンスの被害者の支

援を目的とする民間団体によってなされている⁶⁴⁾。通常、義務的カウンセリングのセッションは複数回に分けて一定の時間をかけて行われ、そこでは怒りを抑える方法や育児や家族を維持するスキル、暴力から生じるトラウマからの回復、将来の被害から自分を守る方法等が取り扱われる⁶⁵⁾。また、家庭裁判所はカウンセリングの状況や効果に対するモニタリングも行っている。具体的には、カウンセリングを行った団体によって作成された報告書や勧告にもとづいて、カウンセリングの終了あるいは延長が決められ、延長を命ずる際には裁判所によるあらたな検討日もあわせて設けられる⁶⁶⁾。

保護命令は加害者による暴力の行為に關係して発令されるものである以上、刑事手続や刑法とのつながりを有しているものの、基本的に民事救済として位置づけられている。そのことは、命令の発令にあたって、「蓋然性が高い」という民事上の立証責任の原則が取り入れられていることからも明らかである⁶⁷⁾。したがって、同命令の申立人は家族の構成員によって暴力を受けた、あるいは受けることが十分に予想でき、保護が必要であることを裁判所に提示するにあたっては、その確実な証拠を示す必要性はなく、裁判所が「蓋然性が高い」と判断するだけの材料を提供できれば、命令が発令される⁶⁸⁾。1980年の改正の下での制度に比べると、同命令の申立てのハードルははるかに下がったといえるだろう。

第66条で規定されている緊急命令とは、保護命令の申立てにあたり、申立人が暴力の危険に差し迫られていると裁判所が判断する場合に発令されるものである。申し立てられた側による抗弁なくして、発令ができる。有効期限はその発令から28日間ないしは保護命令の申立てによる審問が開始されるまでのどちらか早い方までとされている(同2項)。ただし、裁判所が期限を延長することも可能であり(同3項)、また有効期限以降に裁判所がさらなる命令を発令することも可能である(第67条3項)。

61) Subordinate Courts of Singapore(a), *op.cit.*, p.1 and 4.

62) *Ibid.*, p.4.

63) ファミリー・サービスセンターは、「ボランティア福祉団体」(Voluntary Welfare Organisation)として登録している民間の団体によって、コミュニティ開発・青年・スポーツ省と全国ソーシャルサービス評議会(National Council of Social Services)による支援を受けて運営されている。家族のなかで生じるさまざま様々な問題に対応するために、専門のソーシャルワーカーによる個別のケースに対す

るケースワークやカウンセリング・サービス、および相談業務等を行っている。

64) Teoh Ai Lin, *op.cit.*, p.19.

65) *Ibid.*

66) *Ibid.*

67) Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, p.129.

68) *Ibid.*, pp.129-130.

(2) 申立て手続

民事救済である保護命令の申立ての手続は家庭裁判所で行われるが、その手続自体は刑事手続に準じるものと考えられていることから、「治安裁判官(Magistrate)に対する申立て」と分類されている⁶⁹⁾。しかしながら、ファミリー・バイオレンスのケースにおいては、治安裁判官と地区裁判官(district judge)の双方が責任を負う体制となっている⁷⁰⁾。具体的な申立て手続は次の通りである。

記入済みの所定の申立書が提出されると、最初に同裁判所の家族の変革と保護部門(Family Transformation and Protection Unit)に所属するカウンセラーが申し立てられたケースの評価を行うとともに、申立人にその後の裁判での手続や申立人の安全策等についての情報や助言を与える、病院(負傷している場合)やシェルター(シェルターへの入居が必要な場合)、各地域に設置されているファミリー・サービスセンター等の関連機関を紹介するほか、緊急命令の発令が必要かどうかについての勧告の作成等を行うことになっている⁷¹⁾。その後、申立人が治安裁判官ないしは地区裁判官の面前に出頭し、申し立てた内容に間違いがないことを宣誓し、それを経てから、裁判官は申し立てられた者に対する召喚状を発行する手続に入る⁷²⁾。通常、申立てから1週間から2週間のうちに審問のための期日が設定されている⁷³⁾。指定された期日に申し立てられた者が裁判所に出頭しない場合、出頭のために身柄を拘束する逮捕令状が発令されることになる⁷⁴⁾。申立人と被申立人が裁判所に召喚されると、裁判官は両当事者ないしはどちらかの当事者にカウンセリングを受けさせることが必要かどうかについて考えるとともに、裁判の進行についての指図を与える⁷⁵⁾。カウンセリングは裁判所内の個室で家族の変革と保護部

69) Teoh Ai Lin, *op.cit.*, p.5.

70) *Ibid.*, p.6.

71) Leong Wai Kum(c), *op.cit.*, p.59, and *ibid.*, p.16.

72) Leong Wai Kum(c), *ibid.*, and Teoh Ai Lin, *ibid.*, p.5.

なお、召喚状の発令にあたって、申立人は1シンガポールドルをその費用として支払うことが求められる。

73) Teoh Ai Lin, *ibid.*, p.3.

74) *Ibid.*, p.5, and Leong Wai Kum(c), *op.cit.*, p.60.

75) Teoh Ai Lin, *ibid.*, p.5., and Leong Wai Kum(c), *ibid.*

門のカウンセラーによって通常一回の予定で開かれるが、具体的には申し立てられた内容を被申立人が認め、保護命令の発令に同意するかどうかの確認がなされるとともに、被申立人が自らの暴力行為やその責任を認めることができる手助け等が行われる⁷⁶⁾。

被申立人が申し立てられた暴力の行為を否定し、保護命令の発令に同意しない場合、両当事者に対する審問が開かれる。その場で両者は自らの訴えが正しいことを証明する証拠を示さなければならない⁷⁷⁾。両当事者に対する審問を経た後に、裁判官は同命令を発令するかどうかを決定する。なお、保護命令の申立てがなされると、自らに対する申立てを申立人が取り下げるなどを狙って、被申立人がしばしば自らと自らの子や子どもに対する保護命令の申立てを行うことがあるが、そのような申立ては裁判所の制度上、認められていない⁷⁸⁾。

なお、21歳未満の子どもや制限行為無能力者が保護命令や緊急命令の申立てをする際は、それらの者の後見人、親戚、あるいはケア責任を有している者が代理で行うことができ、場合によっては、所轄の大臣によって指定された者も代理人となることができる(第65条10項)。申立て人が身体的な障がい等により物理的に家庭裁判所に行くことができない場合や、暴力から生じた恐怖心等によって直接家庭裁判所に出向いて申立てができない場合には、ファミリー・バイオレンスの被害者支援を行っているCentre for Promoting Alternatives to Violence(PAVe)⁷⁹⁾、Trans Family Services⁸⁰⁾およびLoving Heart Multi Service Centre⁸¹⁾

76) Teoh Ai Lin, *ibid.*, p.17., and Leong Wai Kum(c), *ibid.*, pp.60-61.

77) Teoh Ai Lin, *ibid.*, p.6, and Leong Wai Kum(c), *ibid.*, p.61.

78) Ellen Lee, "A Lawyer's Perspective on How Divorcees View the Women's Charter", in Theresa W. Devasahayam(ed.), *Singapore Women's Charter: Roles, Responsibilities and Rights in Marriage*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2011, p.142.

79) 1999年に開設されたPAVeはソーシャルワーカーによるカウンセリングやファミリー・バイオレンスからの救済手段等に関する情報を提供しているほか、警察官やソーシャルサービスの業務に従事している専門家等へのトレーニングや加害男性に対するトレーニング等を提供している。強制的カウンセリング命令を受けた者に対するカウンセリングも行っている。同団体のウェブサイトには、活動の詳細が紹介されている。<http://www.pavecentre.org.sg/>(2012年10月5日アクセス)。

80) 1979年にベドック(Bedok)地区でファミリー・バイオレンスに関するアウトリーチ・プロジェクトを実施するために活動を開始したTrans Family Servicesは、

といった民間団体やムスリムを対象とするシャリーア・コート⁸²⁾と家庭裁判所をつなげたビデオリンクによって申立てを行うことができる⁸³⁾。

(3) 命令違反者に対する処罰規定

1980年に改正された女性憲章の下では、警察が保護命令違反者を令状なくして逮捕できる権限が同命令に付随されている場合に限って、逮捕が認められていた⁸⁴⁾。同命令の違反者が逮捕されるためには、具体的には暴力を止めるための保護命令が最初に認められたのちに、同命令違反が起きると同命令に付隨される逮捕の権限を求めて裁判所に次なる申立てを行い、それが認められたのちに再び暴力がふるわれると、ようやく

当初は「マレー文化団体中央評議会」(Central Council of Malay Cultural Organisations)、のちに「シンガポール・ソーシャルサービス評議会」(Singapore Council of Social Service、現在は全国ソーシャルサービス評議会に再編されている)によって共同運営されていたが、1989年に独立した民間団体となった。同団体が運営しているベドック地区とブキ・ティマ(Bukit Timah)地区にあるセンターはシンガポールのファミリー・サービスセンターの一つとして位置づけられている。さまざまな問題を抱える家族に対して、電話による相談、ソーシャルサービスに関する情報提供、専門的なソーシャルワーカーによるカウンセリング、低収入の家庭出身の子どものための就学前の英語学習プログラム、子どもたちのためのワークショップ、高齢者のための支援プログラム等を実施している。同団体のウェブサイトに活動の詳細が紹介されている。
<http://www.transfamilyservices.org.sg/index.html>(2012年10月5日アクセス)。

81) 2004年に開設されたLoving Heart Multi Service Centreは、ジュロン(Jurong)地区の住民のためのコミュニティ・サービスを行っている。たとえば、補習を必要とする子どもたちのための無償プログラムや子どもたちの朝食計画等、家族のためのさまざまなプログラムを幅広く実施している。同団体のウェブサイトには活動の詳細が紹介されている。
<http://www.eguide.com.sg/Companies/Loving-Heart-Multi-Service-Centre>(2012年10月5日アクセス)。

82) 1957年に制定された「ムスリム条例」(Muslims Ordinance)にもとづいて設置されたムスリムの婚姻や離婚の際の調停機関のこと。同条例は1966年に廃止され、ムスリム法施行法が代わりに制定された。

83) Leong Wai Kum(c), *op.cit.*, pp.59-60, and Sudha Nair, 'The Morning After: Understanding and Exploring the Psychosocial Impact of the Women's Charter on Families Experiencing Domestic Violence', in Theresa W. Devasahayam(ed.), *Singapore Women's Charter: Roles, Responsibilities and Rights in Marriage*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2011, p.150 and p.172.

84) Chan Wing Cheong, *op.cit.*, p.568.

その権限が生かされ、逮捕令状が発令されるという長いプロセスを経る必要があった⁸⁵⁾。しかしながら、1996年の改正によって、逮捕の権限が保護命令に付隨されている必要性や被害者が別途、同権限の申立てを行う必要性がなくなった⁸⁶⁾。

第65条7項は保護命令ないしは緊急命令の違反が起きた場合には、居住地からの退去命令、義務的カウンセリング命令、および付隨的な命令の再発令を認めている。また、故意に保護命令、緊急命令、居住地からの退去命令、および付隨的な命令に違反した場合には、2,000シンガポールドルを超えない範囲での罰金ないしは6月を超えない範囲での禁固刑、あるいはその両方が科せられる(同8項)。また、再犯と累犯に関しては5,000シンガポールドルを超えない範囲での罰金ないしは12月を超えない範囲での禁固刑、あるいはその両方が科せられる(同8項)。これらの命令に対する違反行為は、刑事訴訟法上の可逮捕罪として取り扱われることになるため(同11項)、警察は逮捕状なくして命令違反の被疑者を逮捕することができる。また、義務的カウンセリング命令に違反した者は、法廷侮辱罪を犯したとして処罰される(同9項)。命令違反者に対する量刑を判断するにあたっては、条文上は裁判所の裁量を認めているが、實際には裁判所によって作成されてきた量刑ガイドラインにもとづき、身体に対する暴行によって命令違反をしたことが認められる場合は禁固刑が科せられ、違反の程度が軽い場合や身体に対する暴行がない場合には罰金刑が科せられる⁸⁷⁾。

先に示した下級裁判所によるデータによると、2003年と2004年2月から3月にかけての保護命令の申立て件数1,918ケースのうち、2%にあたる36人の申立人が後に家庭裁判所に保護命令違反を訴えている⁸⁸⁾。このデータだけからみると、シンガポールでは保護命令等の命令に違反する者の数は少ないとえよう。なお、保護命令違反の申し立てのうち、違反が起きたとされるのは3か月以内が28%、3か月から6か月以内が42%、6か月から12か月以内が14%となっており、また1年以上経つからが16%となっている⁸⁹⁾。

85) *Ibid.*, and Sudha Nair, *op.cit.*, p.167.

86) Chan Wing Cheng, *ibid.*, p.568.

87) Leong Wai Kum(c), *op.cit.*, p.62.

88) Subordinate Courts of Singapore(a), *op.cit.*, p.5.

(4) 被害者に対するその他の支援体制

本章の終わりとして、本項ではファミリー・バイオレンスの被害者が利用できる法制度以外の救済手段について、述べていくこととする。

家庭裁判所はファミリー・バイオレンスの被害者に対し、独自の支援体制を構築してきた。同裁判所内の家族の変革と保護部門はファミリー・バイオレンスの被害者を保護するためのワン・ストップセンターとしての役割を担っており、同部門のスタッフやカウンセラーによってさまざまな支援が行われている⁹⁰⁾。そのなかには、保護命令の申立人が申立書に記入する際の手助け、申立人が自宅から所有物を持ち出す必要がある場合の警察との調整、申立人が病院から診断書を取り寄せるための手助け等が含まれている⁹¹⁾。また、同部門は被申立人に対し極度な恐怖心を抱いている申立人やファミリー・バイオレンスを目撃した子ども等の証人が裁判所に出頭する際、あるいは法廷で審問を受ける際に付き添いをするボランティア制度を導入している⁹²⁾。

家庭裁判所は警察、病院、コミュニティ開発・青年・スポーツ省、ファミリー・サービスセンターやその他のファミリー・バイオレンスの被害者の支援団体等と密接な関係を保ちながら、被害者の支援体制を強化しており、ファミリー・バイオレンスの被害者により効果的な支援を提供するための協力体制を構築するために2001年に結成された、関連公的機関や民間機関から結成された「ファミリー・バイオレンス対話グループ」(Family Violence Dialogue Group)の構成団体にもなっている⁹³⁾。その他、ギャンブルやアルコールの依存症にかかっているファミ

89) *Ibid.*

90) Teoh Ai Lin, *op.cit.*, pp.11-12.

91) *Ibid.*, pp.3-4 and p.12.

92) *Ibid.*, p.12 and p.22.

93) *Ibid.*, pp.13-14. 同グループは、ほかにはコミュニティ開発・青年・スポーツ省、警察、保健省、教育省、シンガポール刑務所サービス(Singapore Prison Service)、全国ソーシャルサービス評議会、その他関連する民間団体等によって構成されている。2004年には、同グループのプロジェクトとして、警察とPAVeのソーシャルワーカーが被害者の保護を確保するために行う「共同家庭訪問」(Joint House Visit)が実施された。このプロジェクトによって、保護命令違反により禁固刑を受けた者が釈放される前にその者の家族を訪問し、さらにはその者が釈放された後に再訪し、当事者の状況を確認する作業が行われた。*Ibid.*, p.21.

リー・バイオレンスの加害者に対する支援プロジェクト(Project SAVE)も実施している⁹⁴⁾。

多民族国家であるシンガポールでは英語、中国語、マレー語、タミル語が公用語とされている。それを受け、下級裁判所のなかには中国語部門、マレー語部門、インド系言語部門(他の外国語も担当)の3つの通訳部門が設置されている⁹⁵⁾。英語を解すことができない場合、これらの通訳部門に所属している法廷通訳を利用することができる。また、保護命令に関するパンフレットも上記の4言語のほか、他の外国語(たとえばベトナム語)によるものも発行されており、裁判所やその他関連する機関等に配置されている。現在のシンガポールには、国際結婚斡旋機関を通してシンガポール男性と婚姻する外国籍女性が一定数住んでいる⁹⁶⁾。中国やマレーシア出身の女性の場合は言語の問題は少ないが、ベトナムや他の国出身者の場合、ファミリー・バイオレンスの被害を受けても、救済手段に関する情報へのアクセスが難しいため、法にもとづく救済手段を利用できることを知らないまま、泣き寝入りせざるを得ないこともある。多言語によるパンフレットを目にすることができるれば、そこから家庭裁判所、特にワン・ストップセンターである家族の変革と保護部門へのアクセスにもつながり得る。

2010年2月に下級裁判所のなかに、訴訟手続き中の者に基礎的な情報を提供するための「ヘルプ・センター」(HELP Centre)と呼ばれる情報センターが設置されたが、同センターのスタッフは法的助言を与えることができないため、法的助言を必要としている者は「シンガポール法律協会」(Singapore Law Society)や「シンガポール女性法律家協会」(Singapore Association of Women Lawyers)、複数の法律事務所等と連携しながら運営されている、同裁判所内のリーガル・クリニックを利用することになる⁹⁷⁾。無料の法的助言は、AWAREや女性法律家協会、

94) *Ibid.*, p.20.

95) Subordinate Courts of Singapore(b), *SubCourts News*, No.3, Singapore, 2011 September, p.6.

96) シンガポールにおける国際結婚斡旋業者の問題や国際結婚の斡旋に関する法的問題については、AWAREによる次の文献に詳細が書かれている。AWARE, *Beyond Happily Ever After: Making a Match Between Singapore Grooms and Foreign Brides*, An AWARE Position Paper, Singapore, 2006.

97) Subordinate Courts of Singapore(b), *op.cit.*, p.4.

シンガポール法律協会、カトリック弁護士組合(Catholic Lawyers Guild[Singapore])等が開設しているリーガル・クリニックでも受けることができる⁹⁸⁾。

被害者は、各ファミリー・サービスセンター、PAVeやTRANS Family Servicesのような専門の民間支援機関等に連絡し、相談やカウンセリングを受けることもできる。なお、シンガポールには現在、4つのシェルターが開設されている。通常は最高3か月までの滞在となるが、場合によっては最長1年までの延長を認めているところもある⁹⁹⁾。

V. おわりに—今後の課題

本稿では、約518.3万人の人口からなる小さな都市国家であるシンガポールにおけるファミリー・バイオレンスの法制度の改革の歴史や現行の法制度上の定義や刑事罰、保護される家族の構成員の範囲、および法的救済制度の内容とその他の支援体制について考察しながら、被害者の保護をより確実なものへとするために改善された点と今後の改正に向けた課題として残された問題点を明らかにした。

1996年の女性憲章の改正によってもたらされた現行の法制度は、保護される家族の構成員の範囲を広範に定めたことによって、DVに特化するのではなく、DVを含む多岐にわたるファミリー・バイオレンスに幅広く対応する形態をとっている。この点に関しては、女性を中心とするアプローチではなく、家族を中心とするアプローチにもとづくものであるとの批判もある¹⁰⁰⁾。この場合の家族とは、シンガポールにおける伝統的な

98) Singapore Association of Women Lawyers, *You & Law(4th edition)*, Singapore, 2011, pp.350-354.

99) 2012年9月3日から4日に台湾で開催された『2012年アジア女性シェルター会議』(2012 Asian Conference of Women's Shelters)で報告をした、カトリック団体Good Shepherd Singaporeの代表シスター・シリニア・リュウ(Sister Cecilia Liew)によると、同団体が運営しているMarymount Centreに入居した被害者は通常、3か月まで滞在することができるが、事情に応じて最長1年ないしはケースが解決されるまで滞在を延長することができるということであった。同センターのウェブサイトに活動内容の簡単な概要が掲載されている。<http://www.marymountctr.org.sg/index.html>(2012年10月6日アクセス)。

100) Kumaralingam Amirthalingam, *Protection of Victims, particularly Women*

価値観にもとづく家族のあり方であり、そのことは保護される家族の構成員の範囲にも影響を与えていたといえるだろう。たとえば、事実婚をしている者が保護の対象として含まれていないことがその一つとしている。憲章の制定から51年が経過するなかで、シンガポールでは家族の多様化が進み、伝統的な家族観に変化が生じている。すでにシンガポール家族法の研究分野における第一人者であるレオン・ワイ・カム(Leong Wai Kum)が女性憲章の次なる改正に向けての課題として提案しているように、事実婚のカップル、ゲイやレズビアンのような性的マイノリティのカップル等が法律婚をしている者と平等な取扱いを受けることができるように法改正がなされる必要がある¹⁰¹⁾。

ファミリー・バイオレンスという文脈においては、暴力が広く定義されたことによって、身体的暴力のみならず、監禁や拘束、心理的暴力としての嫌がらせへの対応が可能となった。この点は大いに評価すべきであるが、一方で夫婦間レイプが犯罪化されなかった問題は課題として残されている。この点については、すでにレオン・ワイ・カム等の研究者によって議論がなされているところであるが、本稿では問題の指摘にとどめ、別の機会に議論を譲ることにする。また、本稿では女性憲章第8編と第9編によって規定されている扶養についても、ファミリー・バイオレンスの観点から議論することができなかった。この点も次なる検討課題としたい。

and Children, Against Domestic Violence, Sexual Offences and Human Trafficking, Paper Presented to the 9th General Assembly, ASEAN Law Association, Thailand, 2006, p.7.

101) Leong Wai Kum(d), "The Next Fifty Years of the Women's Charter - Ripples of Change", Singapore Journal of Legal Studies, Faculty of Law, University of Singapore, Singapore, July 2011, pp.176-177.

Abstract

Singapore's Legal Reforms on Family Violence and its Future Issues

Aisa KIYOSUE*

This paper aims to explore Singapore's legal reforms on family violence in order to find out some improvements and issues for the future reforms. Up to the present time, Singapore has conducted the legal reforms to deal with family violence including domestic violence twice, which was done in 1980 and 1996 by amending the existing comprehensive family law called the Women's Charter.

Though the first reform in 1980 enabled the victims to utilise protection order, domestic exclusion order and expedited order, not only the definition of violence was restricted to physical violence against the body, but also it was necessary for victims to prove the definite occurrence of violence in order to gain the legal remedies. Therefore, it was hard for the victims to access to this system for protection from violence.

The second reform in 1996 was initially aiming to enact the independent law on family violence modelling Malaysian law legislated in 1994, however, the bill was dismissed in the parliamentary debates. In place of that, the reform was done with the amendment of the Women's Charter, and the Part VII specifying protection of family was introduced into it to deal with family violence. By this reform, the definition of violence and the range of persons protected

have been greatly widened.

Under the second reform which brought the current system, hurt, wrongful confinement and restraint as well as continual harassment are regarded as acts of violence. The persons protected include not only a spouse, a former spouse and children, but also parents, parents in law, brothers and sisters, and any other relatives or incapacitated persons who are regarded as a member of the family in the opinion of court. Concerning the legal remedies for the victims, the court may make protection order, expedited order and domestic exclusion order as well as mandatory counselling order. In comparison with the previous system, the court may make a protection order when satisfied on a balance of probabilities. Therefore, it is not necessarily for the victims to prove the definite occurrence of violence in order to obtain the remedies.

Despite of the great improvements in the second reform, there are still several problems which have to be tackled in the future. For example, it failed to include cohabiting couples within the range of persons protected, and to criminalise marital rape. At least, legal reforms to equally treat these couples as well as sexual minority couples should be launched in the near future, since the views of family have been diversified in contemporary Singapore society.

* Muroran Institute of Technology, Hokkaido, JAPAN, Associate Professor

研究成果報告書
日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援
に関する比較法研究

2011年度～2012年度 厚生労働科学研究費補助金

(政策科学総合研究事業【政策科学推進研究事業】)

研究課題番号：H23－政策－若手－012

研究代表者 清末愛砂（国立大学法人室蘭工業大学大学院工学研究科准教授）

研究分担者 福嶋由里子（公益財団法人世界人権問題研究センター専任研究員）

2013年3月

もくじ

1はじめに	清末愛砂	1
	福嶋由里子	
2 調査報告		
2.1 台湾	福嶋由里子	4
2.2 シンガポール	清末 愛砂	7
2.3 北海道（室蘭市・札幌市）	清末 愛砂	10
2.4 京都・大阪	福嶋由里子	12
3 比較分析結果		
	清末 愛砂	15
	福嶋由里子	
4 日本のDV被害者保護政策に対する提言		
	清末 愛砂	18
	福嶋由里子	

1. はじめに

本報告書は、2011年度～2012年度厚生労働科学研究補助金（政策科学総合研究事業【政策科学推進研究事業】）による助成を受けて実施した「日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援に関する比較法研究」（研究課題番号：H23－政策－若手－012、補助金額合計：2,518,000円）の研究成果をまとめたものである。本研究にあたっては、DV被害者のうち、特に外国籍被害者の状況に注目しながら、台湾、シンガポール、北海道、大阪、京都で聞き取り調査を中心とするフィールドワークを行い、そこから得られた情報をもとにして今後の日本におけるDV被害者支援体制の充実化に向けての提言を示すこととした。

聞き取り調査は、主には外国籍を含むDV被害者支援を行っている行政機関や民間支援団体、およびDV問題や外国籍配偶者の在留許可の更新や在留資格の変更の手続等に詳しい弁護士や行政書士、入国管理局、学識経験者を対象とした。インタビューから知り得た情報は研究目的以外には使用しないことを調査先に伝え、その旨を十分に理解していただいたうえで、聞き取りを実施した。以下では、本研究の概要の詳細を示す。

1.1 研究の目的

本研究の目的は、外国籍住民の増加が予想されるなかで、日本に先駆けDV被害者支援に取り組んできたシンガポールと台湾の政策を比較しながら、日本のDV被害者支援政策における外国籍女性とその子どもに対する法的保護のあり方を検討し、今後の課題に関する政策提言を行うことにある。

これまで台湾や韓国のDV法に関する研究は日本でも進められてきたが、シンガポールの法政策に関する研究はなされてこなかった。また、台湾に関してもDV法の研究は紹介されているものの、外国籍母子に対する支援策と実態に関しては包括的な研究はなされていない。

したがって、経済的にも日本との共通点が多いこれらの地域のDV被害者保護制度、および外国籍母子に対する法的保護のあり方を検討することを目指す本研究は、グローバル社会における日本のDV被害者保護政策のあらたな展開を促進するものとなりうる。

1.2 訪問先一覧

【台湾：台北市、新台北市、新竹縣 2012年2月12日～16日】

- 内政部家庭暴力及性侵害防治委員會
- 内政部入出國及移民署
- 臺北市政府社會局
- 臺北市家庭暴力性侵害防治中心
- 臺北市萬華婦女家庭服務中心
- 臺北市新移民小呼暨婦女家庭中心

- 中華民國基督教女子青年會
- 中華民國南洋台灣姊妹
- 新竹市基督教女子青年會
- 新竹縣外籍配偶者家庭服務中心
- 夏曉鶴教授（世新大學社會發展研究所所長）



AWARE への訪問

【シンガポール 2012年2月29日～3月7日】

- Chan Wing Cheong 準教授（国立シンガポール大学法学部。家族法、刑事法。弁護士）
- PAVE (Promoting Alternatives to Violence)
- AWARE (Association of Women For Action and Research)
- シンガポール国立図書館

【北海道・大阪・京都】

- 室蘭市保健福祉部子育て支援課
- 北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課
- 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課男女平等参画グループ
- 札幌入国管理局
- NPO 法人ウィメンズネット・マサカーネ
- NPO 法人女のスペース・おん
- 芝池俊輝氏（弁護士）
- 滝沢俊行氏（行政書士）
- 京都市男女共同参画課
- 京都府家庭支援総合センター
- 大阪入国管理局
- 大阪府女性相談センター（大阪府配偶者暴力相談支援センター）
- 大阪市市民局男女共同参画課
- 一般財団法人京都 YWCA APT
- 姫田格氏（行政書士）
- 雪田樹理氏（弁護士）

【その他の関連調査】

- Good Shepard Taiwan、Garden of Hope Foundation 主催「第一回アジア女性シェルター会議」への参加（台湾、2012年9月）
- 第15回全国シェルターシンポジウム 2012 in はんなん・近畿実行委員会、NPO 法人全国女性シェルターネット主催「第15回全国シェルターシンポジウム 2012 in はんなん・近畿」への参加（大阪府阪南市、10月）

- ヒューマンライツ・ナウ、NPO 法人全国女性シェルターネット主催（UN Women 日本事務所ほか後援）「アジア太平洋地域ディレクター招聘シンポジウム『国際スタンダードに基づく DV 法等の改正に向けて』」への参加（大阪市、12月）

1.3 業績一覧

【論文発表】

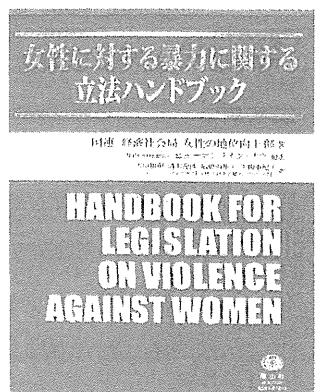
- 清末愛砂「シンガポールにおける女性の地位向上のための家族法の改革に関する批判的考察」、『亜細亜女性法学』第 14 号、亜細亜女性法学研究所（韓国）、2011 年、183-204 頁
- 清末愛砂「シンガポールにおけるファミリー・バイオレンスに関する法制度の改革と今後の課題」、『亜細亜女性法学』第 15 号、亜細亜女性法学研究所（韓国）、2012 年、93-123 頁

【学会・研究会発表】

- 清末愛砂・福嶋由里子「台湾における外国籍配偶者の DV 被害者に対する支援政策とその課題」、2012 年度日本女性学会大会、2012 年 6 月、大正大学
- 福嶋由里子「外国人女性に対するドメスティック・バイオレンス-被害者の法的保護と支援体制の拡充に向けて」、2012 年度「女性・戦争・人権」学会研究大会、2012 年 10 月、立命館大学朱雀キャンパス
- 清末愛砂「シンガポールにおけるファミリー・バイオレンスに関する法制度」、大阪大学大学院国際公共政策研究科床谷文雄研究室主催「養子・里親研究会」、2012 年 12 月、甲南大学

【書籍】

- 国連経済社会局女性の地位向上部署、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ編訳（訳者：雪田樹理、清末愛砂、福嶋由里子、生駒亜紀子）『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』（信山社、2011 年）



【成果報告会】

- 「日本・シンガポール・台湾の DV 防止と被害母子支援に関する比較法研究」報告セミナー、2013 年 2 月 22 日、ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）、後援：複合差別研究会、「女性・戦争・人権」学会
 - 報告者：清末愛砂、福嶋由里子
 - コメンテーター：元百合子（大阪女学院大学元教授）
李月順（関西大学非常勤講師）

2. 調査報告

2.1 台湾

台湾では、1998年6月に制定された「台湾家庭暴力防治法」（台湾家庭暴力防止法。以下「台湾DV防止法」とする。1999年6月施行、2007年3月改正）に基づきDV被害者の保護や加害者の処罰および更生に向けた取組みが進められている。同法に基づく法的救済制度は、外国籍配偶者にも適用される。

外国籍DV被害者の支援については、「外籍及大陸配偶者照顧輔導措施」（外国籍および中国大陆出身配偶者のための支援および相談に関する施策）（2003年施行）により設置された、外籍配偶家庭服务中心（外国籍配偶者のためのファミリーサービスセンター）を拠点に包括的な施策が展開されている。また、2007年12月に改正された「入出国及移民法」（出入国および移民法）（2008年8月施行）により、DVが原因で在留許可の更新や在留資格の変更手続に支障が生じる場合、保護命令が発令されている場合は在留が認められることになった。さらに、同改正ではDVが原因で裁判離婚が確定した場合は、台湾に戸籍を有する未成年の実子の監護権を取得していくとも在留が認められることとなり、在留許可の喪失を恐れて加害者の下に留まる被害者を救済する施策が導入された。

本研究による文献資料調査および現地における聞き取り調査等を通して、台湾における諸政策の施行状況について、さまざまな意見を収集することができた。

台湾におけるDV施策の推進を担う内政部家庭暴力及性侵害防治委員會や移民省といった中央政府の担当官、また臺北市政府社會局や臺北市萬華婦女家庭服務中心（台北市萬華女性家庭サービスセンター）といった地方レベルにおいてDV被害者支援に携わる担当者からは、台湾DV防止法の特徴および被害者支援体制の運営状況等について詳細を聞くことができた。また、新竹市基督教女子青年會、新竹縣外國籍配偶者家庭服务中心等の民間支援団体からは、国際結婚の動向やDV被害の実情について文献調査からは見えてこない具体的な情報を得ることができ、またDV予防から被害者の自立に至るまでの、包括的な支援の流れについて知ることができた。さらには、夏曉鶴教授や、中華民國基督教女子青年會、中華民國南洋台灣姊妹といった民間団体からは、台湾における女性運動の流れやその多様性について貴重な情報を得ることができた。以下では、文献調査や聞き取り調査で得られた情報をもとに、台湾におけるDV被害者支援体制のうち、特に外国籍被害者に対する取組みについて報告する。

2.1.1 台湾におけるDV関連法

台湾のDV施策に関する基本法である「台湾DV防止法」は、配偶者間（元配偶者および内縁関係にあるもの、または元内縁関係にあったものを含む）の暴力のみならず、直系血族または直系姻族であるもの（以前に直系血族または直系姻族にあったものを含む）や、四親等内の傍系血族又は傍系姻族であるもの（以前に四親等内の傍系血族又は傍系姻

族であったものも含む）に対する暴力も対象にしており、子や高齢者への暴力等を含むファミリー・バイオレンスに幅広く対応するものとなっている。

被害者支援機関としては、台湾 DV 防止法により設置された家庭暴力性侵害防治中心（家庭内暴力及び性的侵害防止センター）がある。現在、全国に 13 か所設置されている。家庭暴力性侵害防治中心は自治体における被害者支援の拠点として、被害者へのカウンセリング、虐待児との面会支援、加害者教育等、事案の内容に即した支援を提供している。また各地の警察、医療機関、就労支援機関、教育機関および民間団体等と連携し、中長期的な視点にたった支援を行っている。また、同法により無料の専用相談電話（113 番）が開設され、被害者からの相談を 24 時間受け付ける体制が取られている。

内政部家庭暴力及性侵害防治委員會によると、2011 年における年間通報件数（113 番、家庭暴力性侵害防治中心、警察、病院等を含む）は 117,162 件であった。そのうち、配偶者間の暴力（元配偶者、内縁関係にあるもの、元内縁関係にあったものを含む）が最も多く、56,734 件であった。

保護命令としては、緊急保護命令、暫定的保護命令、通常保護命令の 3 種類があり、司法院の統計によると、2011 年における各保護命令の年間申立て件数は、緊急保護命令 15,326 件、暫定的保護命令 7,139 件、通常保護命令 200 件であった。また、保護命令では、DV 行為の禁止や接近禁止にとどまらず、治療費やカウンセリング料の支払い、子との面会交流に関する取決め等、被害内容や加害者との関係性に応じて多様な措置を講じることが可能となっている。

2.1.2 台湾における外国籍配偶者の現状と DV 被害者支援策

台湾では、1980 年代後半から、少子高齢化の進行や国際結婚斡旋業者の増加等の影響を受け、台湾人男性と外国籍女性との婚姻件数が増加する傾向にある。内政部の統計によると、2012 年 12 月末現在、外国籍配偶者の総数は 473,144 人であり、主な出身国は中国（香港、マカオを含む）319,286 人（67.5%）、ベトナム 87,357 人（18.5%）、インドネシア 27,684 人（5.9%）である。

政府関係者や民間支援団体での聞き取り調査においては、斡旋業者を通じて外国籍女性と結婚する台湾人男性の主な特徴として、学歴が低いこと、低所得であること、婚姻時の年齢が台湾人女性と婚姻した台湾人男性よりも高いこと等が挙げられた。一方、国際結婚斡旋業者がターゲットとする女性の特徴としては、学歴、所得、年齢が台湾人男性に比べて低いことが共通項として挙げられた。

また、外国籍配偶者が直面する問題としては、社会における偏見や言語や文化の違いにより生活への適用が難しいこと、地域社会で孤立しやすいこと、家族内での地位が低く、夫や義父母による暴力が発生しやすいこと、出産や育児に関する不安が高いこと、就労の機会が限定され経済的自立が難しいこと等が指摘された。

外国籍配偶者が直面するこのような問題の改善にむけて、政府は 2003 年に「外籍及大陸

配偶者照顧輔導措施」を策定し、外国籍配偶者の包括的な生活支援に着手した。本施策は、外国籍配偶者が地域社会における生活での困難を解消するために策定されたものあり、主な取組みとしては、生活適用のための支援、出産・子育てに関する支援、就労支援、外国籍配偶者に対する教育支援、外国籍配偶者の子に対する教育支援、人身の安全、国際結婚斡旋業者に対する管理強化、多文化理解のための啓発事業等が挙げられる。

これらの施策の実施は、外籍配偶照顾輔導措施に基づき設置された「外籍配偶家庭服務中心」が担っている。外籍配偶家庭服務中心の運営は各地の民間支援団体に委託されており、委託費は「外籍及大陸配偶者照顧輔導措施」により設置された「外籍配偶照顾輔導基金」(外国籍配偶者のための支援および相談基金)により拠出されている。また、本施策により「外籍配偶諮詢專線」という外国籍配偶者専用の多言語相談電話も設置され、外国籍配偶者が母国語で安心して相談できる環境が整備されている。

外国籍 DV 被害者の保護については、本施策の人身安全保護施策の一環として行われており、前述の家庭暴力性侵害防治中心と外籍配偶家庭服務中心が連携して被害者の相談に対応している。外国籍被害者からの相談があった場合は、家庭暴力性侵害防治中心から地域の外籍配偶家庭服務中心に配置されている DV 相談担当者に照会され、その後、外籍配偶家庭服務中心が拠点となり、被害者のニーズに合わせて相談から自立までの一連の支援を担うこととなる。

本調査のなかで訪問した新竹縣外籍配偶家庭服務中心では、新竹縣在住の外国籍配偶者を対象とし、多言語での電話相談や社会福祉士による生活および就労支援等が実施されていた。また、来台 3 年以内のすべての新移民に電話調査を実施し、必要に応じて社会福祉士が家庭訪問をし、就労、医療、育児等に関する情報の提供、法律相談、心理カウンセリング等、外国籍配偶者のニーズに沿った生活支援を行っている。DV については、外国籍 DV 問題の専門相談員として、新竹縣政府社會處から社会福祉士が 1 人派遣されている。

このように台湾では、国際結婚の増加にともない外国籍配偶者が直面する問題が明らかになったことを受け、外国籍配偶者に対する包括的な支援策が展開されるようになった。このような包括的な生活支援を基盤とすることにより、DV 被害者の支援に関しても、初期段階の相談や一時保護に留まらず、被害者の自立までを視野に入れた在留の安定化や就労支援等、中長期的な支援が各行政部門の連携のもとで実施されている。また、個々の事業については、特別の基金を創設し、すでに各分野で実績のある民間支援団体に委託することにより、地域のニーズに即したサービスの提供が可能となっている。

一方、問題点としては、支援の地域間格差や、財政難による支援提供者不足、関連機関とのネットワークのばらつき等の運用面に課題に加え、営利を目的とした国際結婚斡旋業者に対する規制の難しさ、国籍取得条件の厳しさ等が、民間支援団体や研究者への聞き取り調査において指摘された。

2.2 シンガポール

多民族の都市国家であるシンガポールでは、1961年に制定された総合的な家族法「女性憲章」(Women's Charter)の第7編「家族の保護」(第64条から第67条)に沿って、DVを含むファミリー・バイオレンスの被害者の保護政策が実施されている。同国の総人口約518.7万人(2011年当時。貿易産業省統計課の統計による)のうち、約139.4万人が永住権者を除く外国人である。同編はシンガポール国籍者のみならず、永住権者やそれ以外の外国人にも適用される。また、同憲章は基本的に非ムスリムを対象とするものであるが、同編はムスリムにも適用される。以下では文献調査と聞き取り調査で明らかとなった同国のファミリー・バイオレンス政策や外国籍配偶者の現状とDV問題について報告する。

2.2.1 シンガポールにおけるDVに関する法政策の歴史

シンガポールでは1980年に「女性憲章」が改正された際に、DV関連条項が盛り込まれた。アジア地域でDV政策が進んでいなかった1980年代初頭に旧宗主国であるイギリスの「DVおよび婚姻手続法」(Domestic Violence and Matrimonial Proceedings Act)をモデルにしながら、DV関連条項が導入されたことは大きな評価に値する。1996年には、DVを含むさまざまな形態のファミリー・バイオレンスに対応することができる現行の形へと改正され、暴力の定義や法が適用される家族の範囲の拡大、および保護命令の違反者に対する処罰規定の明確化に向けての改善がなされた。

2.2.2 ファミリー・バイオレンスの定義および適用される家族の範囲

ファミリー・バイオレンスは女性憲章第64条によって、①意図的ないしは承知のうえで、家族の構成員に対して傷害のおそれをいだかせること、あるいはそうしようとしていること、②傷害を引き起こすことになると知りながら、あるいは当然知っていたであろうにもかかわらず、そのような行為によって家族の構成員に傷害を負わせること、③家族の構成員の意思に反して、その者を不当に監禁あるいは拘束すること、④家族の構成員に対して激しい苦痛をもたらすことを意図して、あるいはそうなるであろうことを知っているながら、その者に対して継続的な嫌がらせを行うこと、と定義されている。

したがって、シンガポールでは身体的暴力のみならず、監禁や拘束、心理的暴力としての嫌がらせも暴力に含まれるため、たとえば継続的な嫌がらせが家族内で行われた場合に被害者は救済対象となる。しかし、嫌がらせの定義が明確ではないために、保護命令の申立てがなされた場合、それが認められるかどうかは裁判所の判断によることになる。

女性憲章第64条は第7編「家族の保護」が適用される家族の範囲についても、①自身の配偶者あるいは元配偶者、②養子縁組した子や繼子を含む自身の子、③自身の父や母、④自身の配偶者の父や母、⑤自身の兄弟姉妹、⑥裁判所の意見にもとづいて自身の家族の構成員として認められた他の親戚や制限行為無能力者、であると規定している。規定上、事実婚の者や性的マイノリティのカップルは救済対象には含まれないという問題がある。

2.2.3 ファミリー・バイオレンスの被害者のための救済手段およびその他の支援策

DV を含むファミリー・バイオレンスの被害者に対する法的救済手段としては、女性憲章第 65 条に基づいて、①保護命令（第 65 条 1 項）、②緊急命令（第 65 条 2 項）、③住居からの退去命令（第 65 条 5 項）、④義務的カウンセリング命令（mandatory counselling order、第 65 条 5 項）、⑤保護命令、住居からの退去命令、義務的カウンセリング命令が効果を発するのに必要とされる指示を示した付随的命令（第 65 条 5 項）が規定されている。

義務的カウンセリング命令はシンガポール特有のものである。同命令は加害者、被害者、および両者の子どもを対象とするものであり、社会家族開発大臣（Minister for the Ministry of Social and Family Development）が認めた機関や裁判所が指定した機関によるカウンセリングを受けることを命令するものである。ファミリー・バイオレンスにおいては、子どもが暴力の目撃者となる場合や暴力に巻き込まれる場合が頻繁にあるため、カウンセリングの対象となることは意味がある。しかし、カウンセリングによって被害者と加害者が離婚や法定別居ではなく、「和解」に持ち込まれる可能性を生み出す手段にもなり得るため、被害者の視点を重視したアプローチがとられる必要があるだろう。

被害者がこれらの命令を得るときには、家庭裁判所に申立てを行うことになるが、身体的な障がい等がある、あるいは加害者からの暴力に対する恐怖心のあまり直接申立てに行くことができない場合には、特定の民間支援団体やシャリーア・コート（イスラーム法廷）と同裁判所をつなぎビデオ・リンクを利用して申立てを行うことができる。

女性憲章第 7 編「家族の保護」には上述の各種の命令違反に対する処罰が規定されている。故意に保護命令、緊急命令、居住地からの退去命令、および付隨的な命令に違反した場合には 2,000 シンガポールドル（1 シンガポールドル=約 75 円。2012 年 2 月現在）を超えない範囲での罰金ないしは 6 月を超えない範囲での禁固刑、あるいはその両方が科せられる（第 65 条 8 項）。再犯や累犯に対してはさらに重い処罰が規定されている。暴力そのものに対しては、刑法に基づき処罰がなされる。

家庭裁判所内の「家族の変革と保護部門」（Family Transformation and Protection Unit）のスタッフやカウンセラーは法的救済手段の申立人に対し、申立書の作成や病院からの診断書の取り寄せのための手助け、加害者がいる家から自分の荷物を運びだす際の警察との調整等の支援を提供しており、同部門は被害者のためのワンストップセンターとしての機能を果たしている。また、下級裁判所のなかには通訳部門（中国語部門、マレー語部門、インド系言語とその他の言語に関する部門）が設置されている。保護命令に関する多言語のパンフレットも裁判所や民間支援団体の事務所等の各所で配布されている。

ファミリー・バイオレンスの被害者は、ボランティア福祉団体として登録している民間団体が社会家族開発省や全国ソーシャルサービス評議会（National Council of Social Services）からの支援を受けて各地で運営しているファミリーサービスセンターや DV 被害者のための民間支援団体で相談やカウンセリングを受けることもできる。また、4 か所に開設されている DV 被害者のための民間シェルターも利用することができる。

法的助言を受けたい場合は、下級裁判所内のリーガル・クリニックのほか、民間の女性団体 AWARE (Association of Women for Action and Research) 等が開設しているリーガル・クリニックを利用できる。

2.2.4 シンガポールにおける外国籍配偶者の現状と DV

多民族の移民国家であるシンガポールでは国際結婚の割合が非常に高く、2008年になされた婚姻登録によると 10 人に 4 人（婚姻登録所およびムスリム婚姻登録所の統計による）が国際結婚を選んでいる。シンガポール男性と婚姻する外国籍女性は、主には①高学歴で高度な技術や専門知識を有する女性、②国際結婚斡旋業者を通して比較的高齢のシンガポール男性と婚姻した女性の 2 パターンに分けることができる。①は資源が少ない小規模の都市国家シンガポールが必要とする優秀な人材である。そのために DV によって離婚することになっても、仕事を見つけやすく、就労許可の取得も容易である。既に永住権を取得している場合もある。家庭生活においては言語問題が少なく、DV の被害を受けた場合でも、法的救済手段に関する情報にアクセスし、その内容を十分理解できる状況にある。

②はベトナム、中国、東マレーシア、インドネシア、インド出身者が多い。これらの女性はシンガポールに関する知識も少なく、夫やその家族との間、およびその他の日常生活において言語問題から生じるコミュニケーション・トラブルに頻繁に直面している。法的地位に関しては①と比べると非常に不安定である。これらの女性がシンガポールに来る際には、通常 6 か月ないしは 1 年の「短期訪問許可」(Social Visit Pass) が発給される。その後、「長期訪問許可」(Long-Term Social Visit Pass) への切り替えとなるが、いずれにしても訪問許可であるために、就労は認められていない。そのため、経済的に夫に依存せざるを得ない。長期に滞在しているにもかかわらず、永住権や国籍の取得が認められないケースもある。そのうえ、在留許可の更新の際には、夫が保証人となる必要があるため、DV 被害に対する法的な救済手段が存在していることを知っていても、在留許可の更新の際に夫から協力を得ることができなくなることを恐れるあまり、沈黙を強いられている場合もある。また、法的救済手段があることを知らない女性たちも多い。シンガポールの場合、DV 被害者が暴力から逃れるために加害者の元から離れようにも、国土が狭いことから安全な場所を探しにくいうえに、外国籍女性の場合、出身国の家族から離れているために、家族からの支援を求めようにも物理的に難しく孤立しやすい。

シンガポール政府は 2012 年 4 月に就労を可能とする「長期訪問許可・プラス」(Long-Term Visit Pass Plus) を導入した。シンガポール人配偶者との間にシンガポール国籍の子どもが 1 人以上いる、あるいは 3 年以上の婚姻生活があり、かつシンガポール人配偶者による支援が保証されている場合にこの訪問許可の取得が可能となる。新制度は、これまで経済的に完全に夫に依存せざるを得なかった訪問許可所有者の経済状況を改善する手段にはなり得るが、DV 被害者を救済する抜本的な手段とはなり得ない。日本や台湾のように在留許可の更新や在留資格の変更の際に、DV 被害が考慮されるような保護政策が必要とされている。

2.3 北海道（室蘭市・札幌市）

北海道では札幌市に外国籍住民が集中しており、同市は行政の中心でもあるため、北海道のDV施策、特に外国籍DV被害者のための施策を知るためには外すことができない地区である。室蘭市を選んだのは、民間支援団体が積極的な活動を展開していること、また北海道庁の胆振総合振興局があることから、道南地区の民間支援団体と道庁との連携状況やDV被害者保護施策における道内の地域格差を知ることができると判断したからである。

室蘭市保健福祉部子育て支援課、胆振総合振興局保健環境部環境生活課、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課男女平等参画グループ（以下、道民生活課男女平等参画グループという。）では、室蘭市、胆振地区と北海道全体のDVの状況や行政の取り組みについて、また札幌入国管理局では、外国籍DV被害者の在留許可の更新や在留資格の変更時の考慮点や職員を対象とする研修等について聞き取りを行うことができた。

「ウイメンズネット・マサカーネ」（室蘭市）や「女のスペース・おん」（札幌市）では、DV被害者の支援状況を民間の立場から聞かせてもらうと同時に、民間の視点から北海道におけるDV被害者保護施策の課題について語っていただいた。外国人法律支援ネットワークの芝池俊輝弁護士からは外国籍住民の法律相談の案件の傾向や北海道在住の日本人配偶者を有する外国籍女性が置かれている状況等を教えていただくことができた。行政書士の滝沢俊行氏からは、2012年7月以降の新しい在留管理制度が外国籍住民に与える影響や日本人配偶者を有する外国籍女性の在留許可更新時の問題等を話していただいた。以下では、聞き取り調査からみえる北海道における外国籍DV被害者の現状と課題について報告する。

2.3.1 北海道におけるDV被害者支援策における行政と民間の連携

日本の都道府県のなかで突出して広大な面積を有する北海道は、DV被害者の一時保護に関して、行政と民間との連携（民間委託）が最も進んでいると評価されている。しかし、そこにはDV被害者保護に関する行政の意識の高さが反映されているというよりも、地理的要因が大きく関係している。北海道には配偶者暴力相談支援センターが19か所（道設置16か所、札幌市設置2か所、旭川市設置1か所）設置されている。また、8団体のDV被害者のための民間支援団体がネットワークを作り、連携しながら活動している。しかし、これだけの数の配偶者暴力相談支援センターが設置されようとも、北海道各地に住んでいるDV被害者をカバーすることは難しい。また、スタッフを増員して、さらなる被害者支援を行うよりは、民間支援団体に委託し実際の支援業務を担ってもらう方がコストを抑えることができる。このような事情から、行政としては地元にしっかりと根を張りながら被害者のために動いている民間支援団体に頼らざるを得ない。また、その方が効果的な保護施策を実施することができる。配偶者暴力相談支援センターには、2010年度に3,125件、2011年度に3,435件のDV相談が寄せられた一方で、シェルターを提供している民間支援団体には2010年度に4,556件、2011年度に5,749件もの相談が寄せられている（道民生活課男女平等参画グループのデータより）。このデータからも民間支援団体による活動の浸透度をみることができる。

2.3.2 北海道における外国籍DV被害者

DV被害者支援が進んでいるといわれる北海道であるが、外国籍DV被害者の施策については課題が多い。外国籍住民が少ない北海道では、行政が把握している外国籍配偶者のDVケースは極めて少なく、2011年度の相談件数はゼロであった。しかし、DV被害がほとんど起きていないということを意味しているわけではない。民間支援団体は少数であるが外国籍配偶者に対するDVケースを扱っており、札幌入国管理局はDV被害者の在留資格に関する手続を2011年に2件、2012年（2012年10月当時）に1件扱っている。道民生活課男女平等参画グループによると、民間支援団体や道立の女性相談援助センター（配偶者暴力相談支援センターの一つ）が一時保護をした外国籍配偶者（フィリピン、タイ、韓国、中国）の数は、2010年度に6人（道立の女性相談援助センター）、2011年度に4人（民間委託）であった。

2.3.3 北海道における外国籍DV被害者保護施策に関する行政の課題

道としては配偶者暴力相談支援センターで外国籍配偶者からのDV相談は受けつけているが、外国籍DV被害者のための通訳者を事前に確保しておらず、正式な予算化はしていない。通訳が必要となった場合、本庁の国際課ないしは民間支援団体に通訳派遣依頼をすることになる。一方、入国管理局は通訳者（20か国語、50人）を確保できている。

道民生活課男女平等参画グループは内閣府作成のDVに関する多言語のカードやリーフレットを配布したことあったが、現在ではそうしていない。また、多言語による独自のカードやリーフレットも作成しておらず、現在のところ、独自のものを作成する計画はない。胆振総合振興局保健環境部環境生活課は内閣府が作成した多言語によるカードやリーフレットを保管しているものの、実際には活用していない。

道内では「女性相談援助関係機関等連絡会議」（事務局：道民生活課男女平等参画グループ）が設置されており、関係機関の連携が図られている。札幌入国管理局は自ら打診して、同会議の構成メンバーとなった。同入国管理局は新規採用者対象の研修においてもDV問題を取り上げているほか、道や札幌市主催のDV関係の会議等にも参加している。滝沢氏への聞き取り調査においては、入国管理局の審査が時間を要することや新しい在留管理制度が外国籍配偶者にとって不利であることが言及されつつも、法務省の外国籍DV被害者の在留許可に関する一連の通達が一定の救済効果を発しているとの指摘がなされた。

民間支援団体からは超過滞在のDV被害者に在留特別許可が発給されるということが外国籍配偶者の間で知られていないため、超過滞在になると被害者が逃げ隠れする傾向があることが指摘された。民間支援団体や芝池氏が指摘しているように、フィリピン女性はネットワーク化が進み、情報交換がある程度できるものの、それ以外の外国籍配偶者は特に農村地区等で孤立している状況にある。したがって、これらの女性たちに正確な情報が確実に伝わる手段を確保する必要がある。また、一時保護後の被害者の自立支援にかかる経費を民間支援団体が自己負担している現状があることから、今後は自立支援に対しても行政が民間委託を含む財政支援を積極的に行ってほしいという要望も出されている。